平成 19 年 7 月 20 日 都 市 整 備 局 総 務 局

## 新潟県中越沖地震に伴う東京都の支援について(第11報) (建築物の応急危険度判定員の派遣<第2陣>)

20日、都は、国及び被災自治体からの要請に基づいて、職員を被災建築物の余震等に対する危険度の判定を行う「応急危険度判定員」(第2陣)として、下記のとおり被災地に派遣します。

記

- 1 判定地域 柏崎市内
- 2 判定実施日7月22日(日)及び同月23日(月)
- 3 判定員体制

東京都職員: 11名 特別区職員: 11名

市 職 員: 8名(特定行政庁8市(※1)から)

計 : 30 名

※1 特定行政庁 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田 市及び日野市

## ※2 応急危険度判定

建築士(1級、2級、木造建築士)の資格を持ち、応急危険度判定員の登録をした者が、地震発生後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するものである。

具体的には、危険度の状況により、「危険」、「要注意」、「調査済」のステッカー を建築物の外部の見やすい場所に貼り、建築物の所有者等に使用上の注意を与える。

問い合わせ先

都市整備局市街地建築部建築企画課 電話 03-5388-3340